川崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第４２号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和５１年川崎市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項ただし書中「個人番号カード（」を「、」に、「をいい」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に、「以下同じ」を「第１５条において「個人番号カード等」という」に改める。

第１５条第１号及び第２号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。